

I 林業の歩みおよび森林・林業の現状

現在、森林・林業には解決しなければならない多くの問題があります。問題点を明確にし、課題を設定するためには、これまでの林業の歩みを振り返り、森林・林業の現状を分析する必要があります。

1 林業の歩み

■ 戦後復興（昭和 20 年代）

戦時中の乱伐と戦後復興のための増伐によって枯渇の危機に瀕した森林資源の復旧や、昭和 20 年代前半の度重なる風水害によって意識の高まった国土保全を目指し、国をあげて緑化が進められました。

県内でも昭和 26 年の「造林 10 カ年計画(*1)」に基づき、伐採跡地を中心に意欲的な植林が行われました。

一方で、主に燃料用としての薪の採取や炭の生産も県内のいたるところで行われ、生活に使用するだけでなく、林業者の主要な収入源となっていました。

■ 森林生産力の増大（昭和 30 年代）

昭和 30 年代初頭から「高度成長期」を迎え、経済成長に併せて木材需要がさらに増大し、木材価格が急騰、国産材の供給が追いつかなくなりました。

このため、政府は昭和 36 年に「木材価格安定緊急対策」を打ち出し、大量の外材輸入ができる道を開きました。

県内では旺盛な木材需要を背景に「森林生産力の増大」をスローガンに、薪炭林の伐採跡地などにスギの植林が進められました。そのような中、昭和 37 年の第 13 回全国植樹祭開催を契機に植林に対する県民の意欲は一段と高まり、「木を植える時代」に入っていました。

■ 外材輸入の増加（昭和 40 年代）

木材需要の増加に併せ外材の輸入が拡大し、木材供給の中心が国産材から外材に逆転しました。

本県においても、昭和 43 年に外材が木材需要量の 50% を越えました。

この頃、いわゆる「拡大造林(*2)」が強力に推進され、40 年代後半には年間約 4,000ha が植林されました。

また、昭和 41 年には林業公社が設立され、山村奥地など条件が不利で個人

(*1) 造林：スギ等の樹木を植えて育てること

(*2) 拡大造林：経済性の低い樹林を切り払って、より経済性の高い樹木に植え替えること

では進みにくい地域を中心に分収方式で植林を進めました。

■ 木材価格の下落（昭和 50 年代）

木材需要が横ばいとなる中で、関税の引き下げによる安価な外材が大量に輸入されました。昭和 50 年代後半には、足場や電柱、枕木などが、鉄・コンクリートなどの二次製品に替わり、木材需要が大幅に減少したことで外材価格が下落し、これに引きずられるかたちで国産材価格が下落しました。

県内においても木材需要や木材価格は昭和 54、55 年以降に減少していきま

す。一方、県では「グリーン県政」をスローガンに掲げ、積極的に人工林化が進められました。この頃の造林達成率(*1)は全国 1 位となっており、民有林の人工林面積は置県 100 年を迎えた翌年(昭和 57 年)に約 12 万 ha、人工林率は全国平均(46%)並みの 43%に達しました。

昭和 55 年、第 4 回全国育樹祭が開催されたころに、植林面積はピークを迎え、植えた木を間伐や枝打ちをして「木を育てる時代」に入り、そのため、植林面積は徐々に減少していきました。

■ 山林への関心の薄れ（昭和 60 年～現在）

現在、県内では植林が激減し、100～200ha/年程度となっており、林業の中心的な作業は、植林から間伐へと移行しました。しかし、木材価格の下落および労働賃金の高騰などによる採算性の悪化に伴う林業の低迷が長引き、森林所有者の山林への関心が著しく薄れ、平成 11～20 年の 10 年間では、適正に間伐すべき人工林の約半分の実施に留まっています。

また、木材需要では、木造住宅等の県産材の使用が低いことから、県産材の需要が減少し続けていますが、外材についても、輸出規制等が原因で需要が減少しています。

現在は、過去に植え、育ててきた人工林の資源が成熟しつつあり、「木を伐り、木を使う」時代に入っています。

一方、近年、水源かん養や災害防止など森林の持つ多面的機能に対する県民の期待は高まり、「木を伐って使う」という森林の経済的側面からだけでなく、多様な機能を持続的に発揮するように、環境的側面からも整備する必要があることが、広く認識されるようになりました。

このような中、平成 21 年 6 月、「未来へつなごう 元気な森 元気なふるさと」をテーマに、福井市一乗谷朝倉氏遺跡を式典会場として、第 60 回全国植樹祭が開催されました。

(*1)造林達成率：昭和 43 年を基準とした植林面積の伸び率
全国的には昭和 48 年において 70%と年々減少傾向にあるなか、本県は 143%の伸び率を示した

2 林業の現状

- 森林から収益を得る林家は林家全体の約 3%と極めて少ない
- 木材価格の下落と労働賃金の高騰により、「林業は儲からない」産業に
- 森林への意識が薄れ、約半数の森林所有者が境界を知らない
- 植林から間伐へ作業内容の変化などから林業労働者が減少
- 間伐が必要な人工林の約半分が間伐されていない
- 間伐材の利用率は 3 割と低く、残りの 7 割は山に放置されている
- 間伐材の搬出・利用は出しやすいところから進んでいるが、地番が細かく境界が不明確なところでは進んでいない

■ 林家（森林を所有する世帯）の現状

現在、本県の林家は 2 万 6 千戸で、そのうち過去 10 年間に保有山林の整備を実施している林家は、ほぼ半数です。

林家のうち木材、薪炭を売る林家数は昭和 40 年と比べいずれも減少しており、森林から収益を得る林家は林家全体の約 3%と極めて少なく、林業を生業とする林家に至っては皆無に等しい状況です。また、所有山林が 3ha 以下の小規模零細な林家が全体の 8 割を占めています(2005 農林業センサス)。

福井県（全 270,000 戸）	昭和 40 年	現 在
林家数	34,000 戸	26,000 戸
森林を整備する林家数	27,000 戸	12,000 戸*
木材を売る林家数	2,720 戸	650 戸*
薪炭を売る林家数	2,060 戸	14 戸*
一定の林業所得がある林家数	280 戸	1 戸*

- ・ 「一定の林業所得」とは、昭和 40 年で 40 万円以上（現在の 320 万円に相当）、現在は 300 万円以上。
- ・ 昭和 40 年は福井県農林水産統計年報、現在の林家数は 2005 農林業センサス、*は H21 県産材活用課調べ。

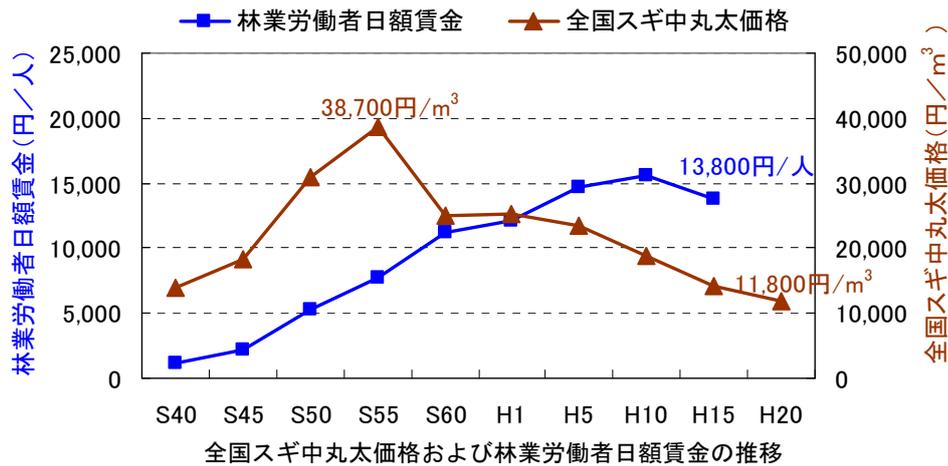
■ 採算性の悪化と関心の薄れ

スギ中丸太の市場価格は昭和 55 年をピークに下がり続け、現在は 3 分の 1 (約 11,800 円/m³(*1)) となっている一方、林業労働賃金は高騰しています。山での立木価格は約 4,500~4,800 円/m³(*2) で、これに伐採・搬出経費が約 7,800~10,300 円/m³(*2) にかかることから、売れる価格と生産価格がほぼ同等か、条件の悪い場所であれば赤字になる可能性があります。このような状態が長く続いており「林業は儲からない」ことから、森林所有者の林業経営の意欲はほとんどなくなり、関心は著しく薄れています。アンケート結果(H21 県産材活用課調べ)によると、約半数の森林所有者が、所有する山林の境界を知らないという状況です。

(*1) 平成 20 年全国平均スギ中丸太価格（直径 26cm、長さ 3m が 5 本で約 1m³）

(*2) 「平成 19 年素材生産費等調査報告書」より、全国平均の主伐および間伐の素材換算立木価格、素材生産費（伐採経費）、運材費（搬出経費）を算出

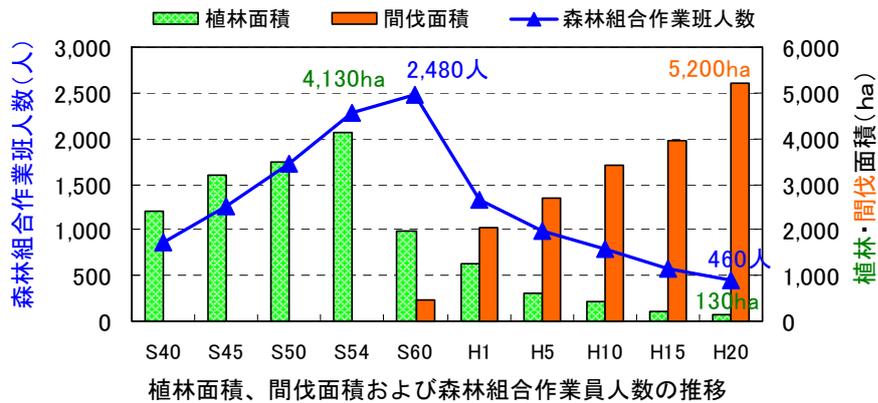
I 林業の歩みおよび森林・林業の現状



■ 作業の変化と労働力の減少

植林は昭和54年をピークに減少し、平成に入った頃から林業の中心的な作業は間伐へと移行し、現在は、ほとんどが間伐作業となっています。

植林面積が減少し、それに伴う人力中心の作業手間が少なくなったことから、林業の主な担い手である森林組合の作業員数はピーク時の5分の1に減少しました。また、採算性の悪化などから、林業を営む企業等も132社(S45年)から現在は22社に減少しています(1970農林業センサス、県産材活用課調べ)。



■ 進まない木材搬出

間伐については、平成11～20年の10年間で43,000haを実施していますが、間伐が必要な面積84,000ha(11～60年生対象)の約半分と低い状態です。また、間伐材の利用量は、平成17年の約14,000m³から平成20年には約38,000m³に増加していますが、それでも利用率は3割で、残りの7割は林内に放置されたままです。利用量が増加した理由は、平成18年度に、森林資源が豊富で道が整備され木材を搬出しやすい区域を「大規模施業団地」として県内に11区域設定し、この団地を中心に間伐材を積極的に搬出しているためです。この団地から、平成20年度には県全体の間伐材搬出量の約半分(18,000m³)を搬出しています。

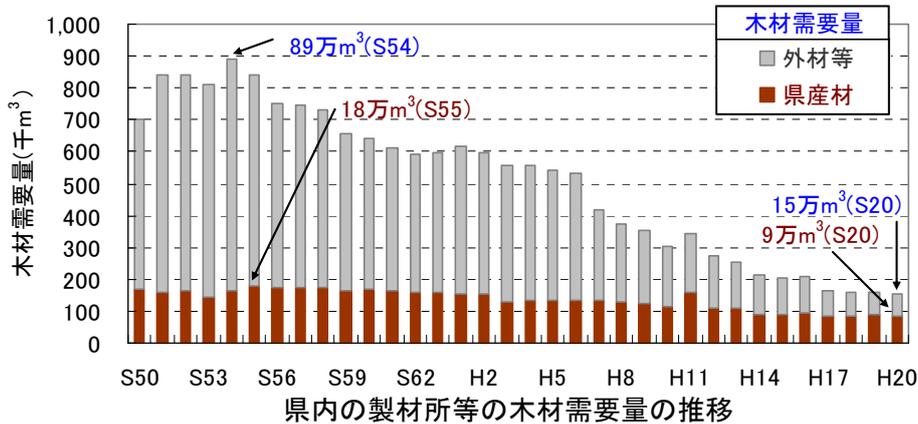
しかし、地番が細かく境界が不明確で、搬出のための道の整備が進んでいない所では、間伐材は出てきていません。

3 木材産業の現状

- 製材所等の木材需要量は昭和 54 年以降、激減（約 89 万 m³→約 15 万 m³）
- 製材所等の県産材需要量は昭和 55 年以降、減少（約 18 万 m³→約 9 万 m³）
- 製材工場は小規模零細で、乾燥施設等を整備する体力がない
- 木造住宅における県産材の使用率は 3 割と低い
- 県産材は量と質が安定していないため、工務店等が使用しにくい
- 集成材や合板などの新たな間伐材の需要が増加しているが、供給が不足している

■ 木材需要、県産材需要の減少

県内の製材所等の木材需要は昭和 54 年の約 89 万 m³から激減し、現在は約 15 万 m³(H20) となっています。このうち、県産材の需要は昭和 55 年の約 18 万 m³から減少し、現在は約 9 万 m³(H20) となっています。



■ 零細な製材工場

木材需要量の減少に伴い製材工場数は、約 410 社(S54)をピークに現在約 200 社に減少し、製材品出荷量は約 35 万 m³ (S54)から約 7 万 m³(H20) (*1)に減少しています。

製材工場は、1 製材工場あたり出荷量は全国平均の 4 分の 1 であり、旧態依然とした小規模零細な製材工場が多くなっています。

また、木材の品質を向上させる乾燥について、使用される県産材のうち人工乾燥材率は 13%(全国平均 22%)、人工乾燥施設の室数は 63(全国平均 87)、施設規模は 11m³/室(全国平均 29m³/室)と全国平均に比べかなり低い状況であり、また、乾燥施設を導入できる体力のある製材工場はほとんどありません。

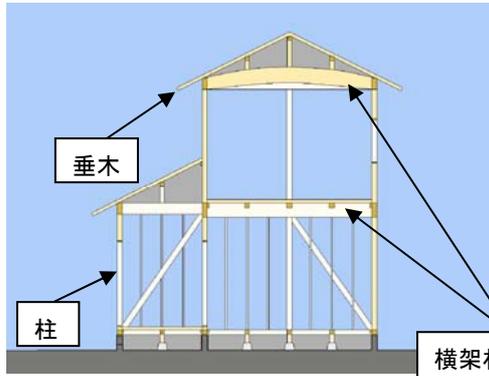
■ 住宅分野での県産材の利用

県内で製材されている約 15 万 m³(H20)の木材のうち 7 割は住宅建築など製材用に使用されています。近年、新規着工住宅戸数は年間約 5,000 棟で推移して

(*1) 製材品材積

おり、このうち6割の約3,000棟が木造住宅で、全国平均(4割)に比べ高い割合となっています。そのうち、木造軸組構法(在来工法)(*1)で建てられた住宅は、約2,500棟であり木造住宅の約8割を占めています。

しかし、木造軸組構法による住宅に使用された木材のうち、県産材の占める割合は3割と低い状態であり、最も多く量を使用する主要構造部分の横架材(梁・桁)では2割、柱でも4割の使用に留まっています。



木造住宅1戸当たり(29.4m³)使用木材割合:(単位 m³)

使用材	県産材		外材		国産材	
	割合		割合		割合	
	7.9	27%	14.2	48%	7.3	25%
使用場所	柱、垂木など		横架材(梁・桁)、床材など		柱など	

H21 県産材活用課調べ(県下803棟の調査結果)

横架材(米マツなどの外材が多い)

■ 県産材の利用が進まない理由

工務店への聞き取り調査では、県産材は、「欲しい物が欲しい時に欲しい量そろわない」、「どこに行けば買えるのか分からない」、「品質、色、乾燥などの問題が多い」などの回答が多く、これが利用の進まない原因となっています。

県産材に対するイメージ

項目(理由)	回答割合
①量がそろわない	9割
②すぐに入らない	8割
③取り扱っている製材所等が少ない	6割
④品質や色、乾燥などの問題が多い	6割
⑤製品がない	5割

* 工務店97社への聞き取り(木材担当普及員訪問)

さらに、「住宅の品質確保の促進等に関する法律(*2)」の施行等により、品質や性能の明確な材料(乾燥材・集成材(*3))が、県内の工務店など建築業界から強く求められています。このため、ねじれや曲がり等の狂いの少ない乾燥材の供給が急務となっています。

■ 新たな木材需要

合板製造の加工技術が向上し、国産スギ等、針葉樹が使用できるようになり、住宅の構造材として集成材にもスギ材が使われるようになりました。

(*1)「木造軸組構法」とは建築構造の木構造の構法のひとつであり、日本で古くから発達してきた伝統工法を簡略化・発展させた構法で、在来工法とも呼ばれ、主に柱や梁といった軸組で支える

(*2)「住宅の品質確保の促進等に関する法律」とは、住宅に関するトラブルから消費者を保護するための法律(H11施行)

(*3)「集成材」とは、断面寸法の小さな木材を接着剤で再構成して作られた木質材料

これらの大規模木材加工工場が県内や近県で稼働し始め、間伐材を中心に需要量が拡大してきています。また、森林組合、木材市場、素材生産業者からなる間伐材等共同出荷組合が平成 18 年に組織され、間伐材の供給が始まりました。平成 20 年度にはこれらの大規模工場への間伐材の供給量は、県内で搬出されている間伐材の約半分を占める約 17,000m³ となっていますが、さらなる需要が見込まれており、供給が不足している状況にあります。

■ 木質バイオマスの利用

木質バイオマスについては、木質ペレットなどサーマル(燃料)用や木質ボードなどマテリアル(原料)用の需要が拡大してきており、さらに、火力発電での混焼や紙の原料となるパルプなど新たな販路が開拓されています。しかし、これらの原料となる低質材は価格が安く収益が見込みにくいことから、利用拡大のためには、伐採・搬出経費を低く抑えることが必要になっています。

■ 地産地消の浸透

近年、「地産地消」という概念が浸透してきており、地域で生産したものを地域で消費することが、地域を活性化すると同時に、輸送にかかるコスト削減や CO2 排出削減につながると考えられるようになってきています。

一方、福井県で育った木を使って家を建てたいと思う県民は 7 割と高く(H21 県産材活用課調べ)、また、県産材で住宅建築の差別化を図る動きも出てきており、県産材についても「地産地消」の推進が求められています。

■ 外材需要の減少

外材需要は、昭和 50 年代中ごろから合板などを中心に激減しています。近年では、ロシア材の輸入について、丸太の輸出関税の段階的な引き上げや、中国の旺盛な木材需要などにより、平成 18 年の約 50 万 m³ から平成 20 年には約 10 万 m³ と激減しています。このように、外材の供給は減少傾向にあり、県産材の需要拡大への期待が高まっています。

■ 県外材の増加

九州の林業県や、近県では岐阜県や三重県などに、大規模な木材のコンビナートが整備され、ハウスメーカー等へ木材を安定的に供給するシステムが構築されています。

本県においても、これらの地域で生産される安くて品質の良い木材が流入してきており、県産材の需要に大きな影響を及ぼしています。

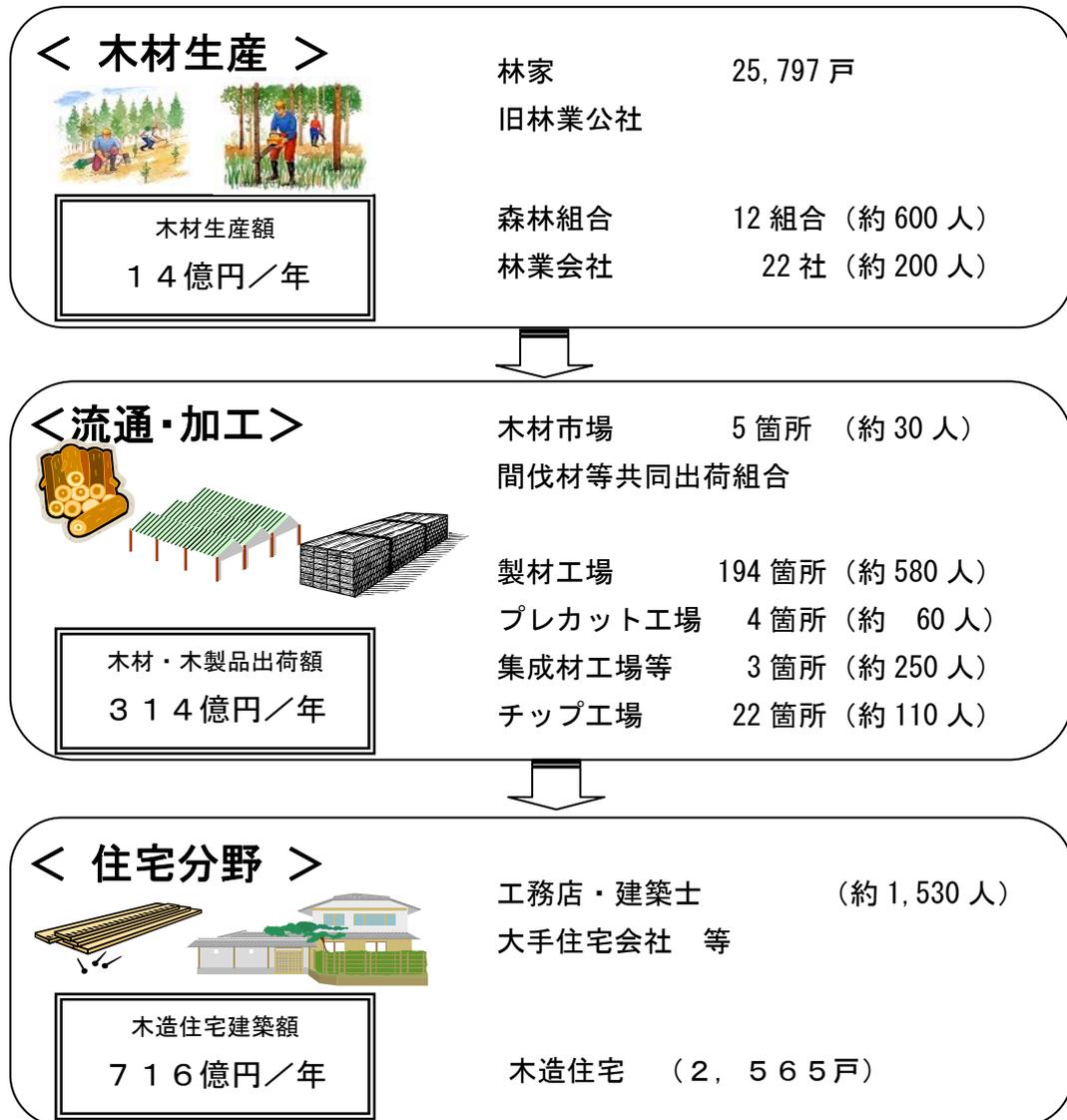
4 本県の林業・木材産業の経済的側面

- 林業の木材生産額は激減（93億円(S46) → 14億円(H20)）
- 流通・加工の各業種を経由し、木造住宅生産額は716億円

平成20年度の林業の木材生産額は14億円(*1)であり、昭和46年の93億円から激減しています。

林業・木材産業は、林家（森林を所有する世帯）、森林組合、林業会社などの木材生産者に加え、木材市場や製材工場などの流通・加工業者や木造住宅の建築関連業者など、多くの業種に支えられており、流通・加工の木材・木製品出荷額は314億円(*2)、住宅分野の木造住宅建築額は716億円(*3)となっています。

【木材の生産額および林業・木材産業に携わる人々】



(*1) 農林水産統計 部門別林業産出額 (H20)

(*2) 工業統計調査 (H19)

(*3) 建築統計年報 (H19)

5 森林の現状

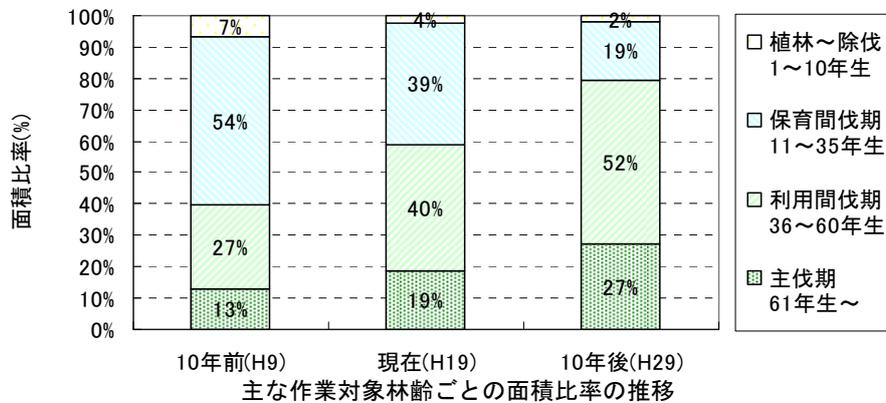
- 利用間伐期の森林資源が増えているが、利用率は3割と低い
- 主伐期の森林資源が増えているが、主伐は進んでいない
- 人工林の生長量に比べ利用量は非常に少なく、資源は貯まる一方
- 手入れの行き届かない人工林では公益的機能が低下

■ 充実する資源と進まない利用

本県の森林面積は約31万haで、県土の75%を占めており、全国平均の67%と比べて割合が高くなっています。このうち民有林は87%を占め、うちスギを主とする人工林は約12万haで43%となっています。

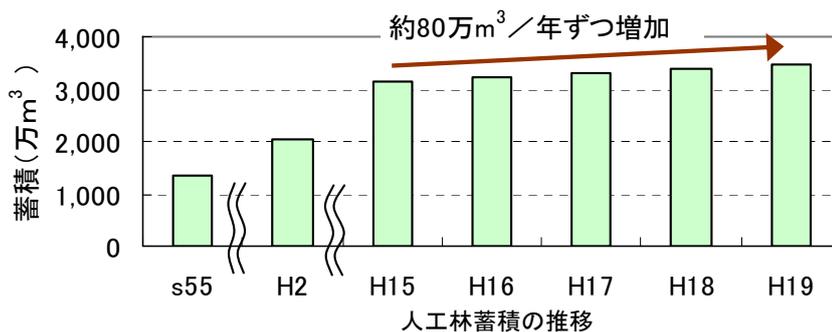
人工林について、主な作業対象林齢ごとの面積比率の推移をみると、利用間伐対象（36～60年生）人工林は現在4割あり、10年後には5割に増加します。しかし、現在、間伐した材のうち搬出・利用しているのは3割と低い状況です。また、主伐対象（61年生以上）の人工林は現在2割あり、10年後には3割に増加します。

現在の主伐材の供給量は、7万m³/年(H20)で、平成14年に10万m³を下回ってから減少傾向にあり、資源が充実してきているにも関わらず、十分に利用されていません。



■ 増え続ける資源

現在、人工林の蓄積は約3,400万m³で、年間約80万m³ずつ増加しています。県産材の供給量が年間約11万m³であることから、人工林資源は今後もさらに増加を続けることとなります。長期的な需給バランスを考慮し、「木を伐って使う」ことを加速させ、森林資源を適正に管理する必要があります。

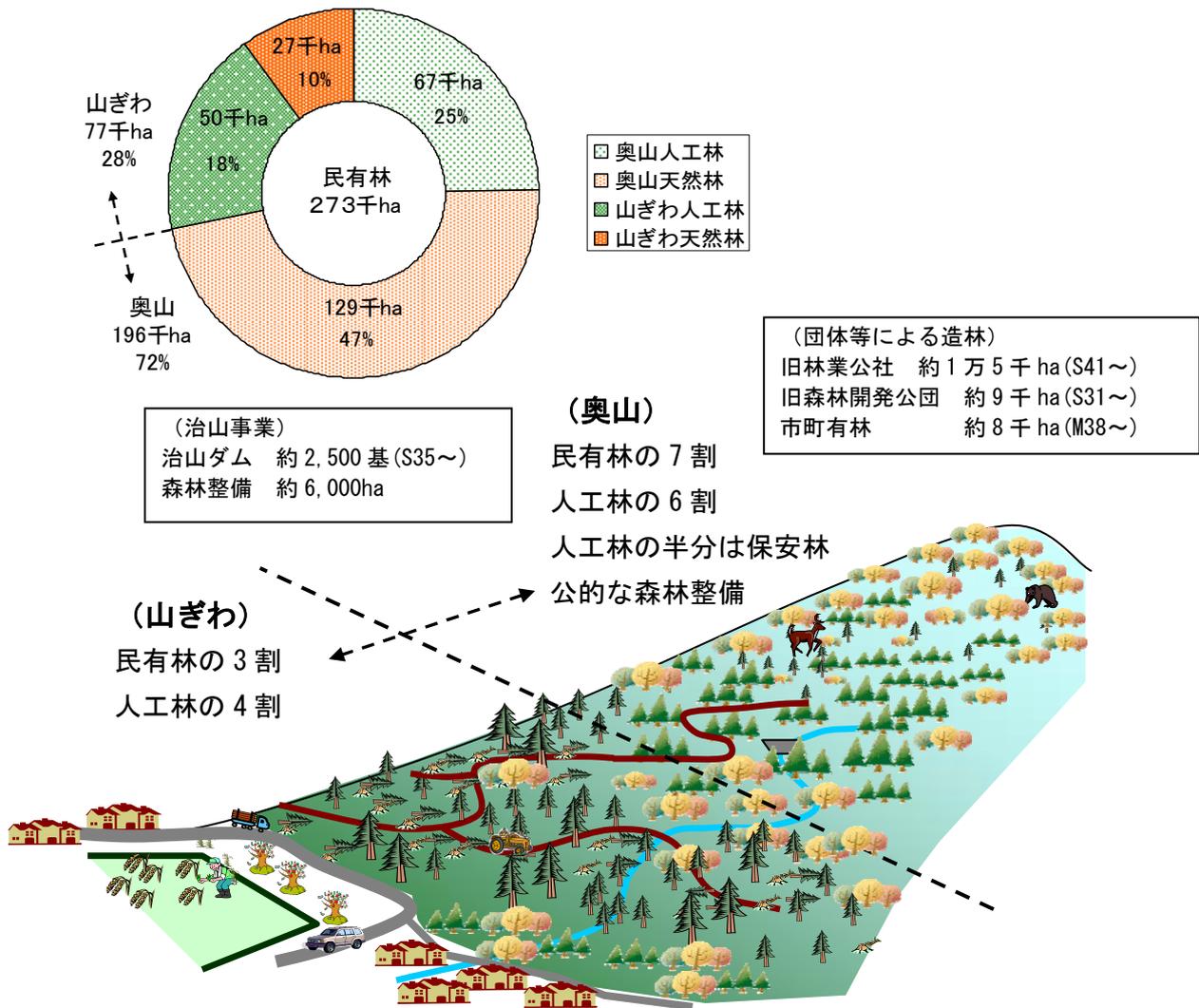


■ 森林の公的な整備

本県の私有林について、宅地、農地などから約 200mの部分「山ぎわ」、それより奥の部分「奥山」とすると、私有林面積は山ぎわが 3 割、奥山が 7 割となります。また、人工林は山ぎわに 4 割、奥山に 6 割が存在しています。

奥山の、条件が不利で個人による植林が進みにくい地域では、旧林業公社(*1)、旧森林開発公団(*2)、県・市町等により公的に森林整備を実施してきました。このような森林は水源林として重要な役割を果たしており、奥山の人工林の約半分以上が保安林になっています。保安林では、災害などで被災した森林や溪流を復旧するなど、災害に強い森林を造成するため治山事業等による整備を実施してきており、今後も保全上重要な森林については公的な整備が必要です。

「山ぎわ」「奥山」に限らず、間伐など管理の行き届いていない一部の人工林では、過密状態で林内に光が入らず下草が生えないため、降雨により土壌が流出するなど、公益的機能が十分に発揮されなくなっています。



(*1) 旧林業公社：(現在) 社団法人 ふくい農林水産支援センター

(*2) 旧森林開発公団：(現在) 独立行政法人 森林総合研究所 森林農地整備センター

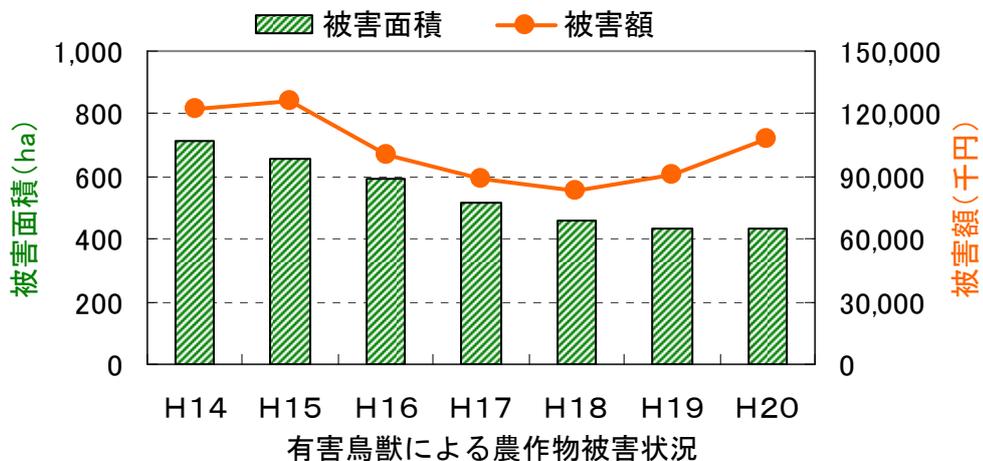
6 森林・林業を取り巻くその他の現状

- イノシシ・シカなどによる野生鳥獣害が拡大
- 平成 16 年福井豪雨の教訓を活かした災害に強い森づくりを実施
- 県民は森林から良質な水や県土の保全など多くの恩恵を受けている
- 平成 20 年から地球温暖化対策の第 1 約束期間が始まっている
- 松くい虫など森林病虫害は減少傾向にあるが終息していない
- 全国植樹祭を契機とした県民運動を継続
- 特用林産の生産量は全体的に減少傾向にあり、後継者も不足
- 旧林業公社は材価の低迷等による債務の増大が全国的に問題化
債務の完済は困難

■ 野生鳥獣害等の拡大

近年、イノシシやシカなど野生鳥獣による森林や里地への被害が拡大しています。地球温暖化に伴い自然環境が変化するなか、野生鳥獣の生息場所としての森林のあり方が問われるようになっていきます。

また、スギ花粉症などの現代病の発生源対策として、森林整備の必要性が高まっています。



■ 災害に強い森づくり

平成 16 年 7 月 18 日に起きた福井豪雨は、県内に死者・行方不明者 5 名、住宅の被害 14,044 世帯という甚大な被害をもたらしました。

災害後の調査によると、間伐を実施した林分は、未実施林分に比べ崩壊発生率が低く、適正に管理された森林の持つ災害防止機能が再認識される一方で、森林の手入れ不足による保水力低下が被害を拡大させた要因のひとつも指摘されています。

この教訓を活かし、災害に強い森づくりを、今後もさらに進めていく必要があります。

■ 森林の環境的効果（多面的機能）の評価

森林は、県民の生活に必要な木材等の林産物を供給するだけでなく、清らかな水と空気を育み、災害から県民の生命、財産を守り、多様な生態系を支えるなど重要な役割を果たしており、県民にとってかけがえのない財産です。

森林の多面的機能をそれぞれの機能別に貨幣換算すると、本県の評価額の合計は年間1兆1千億円で、森林整備に投資している予算額100億円の約110倍の効果を生んでおり、県民一人ひとりが年間130万円の恩恵を受けています。

○ 1年間当たりの森林の多面的機能の評価額

- 全国：約70兆円／年、国民一人当たり約55万円／年
- **福井：約1兆1千億円／年、県民一人当たり約130万円／年**

機能の種類		評価額（億円／年）		備 考
		全 国	福井県	
地球環境保全 地球温暖化の緩和	二酸化炭素吸収機能	12,391	154	〈森林による二酸化炭素吸収量〉 森林による二酸化炭素吸収量を二酸化炭素回収コストで代替した額
	化石燃料代替機能	2,261	20	〈木造住宅の建築による化石燃料代替効果〉 木造住宅が全てRC造、鉄骨プレハブで建設された場合に増加する炭素放出量を二酸化炭素回収コストで代替した額
土砂災害防止 土壌保全機能	表面侵食防止機能	282,565	3,504	〈森林により抑止されている侵食土砂量〉 森林による土砂の侵食防止量を砂防堰堤の建設費用で代替した額
	表層崩壊防止機能	84,421	1,047	〈森林により軽減されている崩壊面積〉 森林による地表の崩壊軽減推定面積を山腹工事費で代替した額
水源かん養機能	洪水緩和機能	64,686	678	〈森林により軽減されている洪水流量〉 森林による洪水流量調節量を治水ダムの減価償却費および年間維持費で代替した額
	水資源貯留機能	87,407	2,331	〈森林土壌による流域貯留量〉 森林土壌の貯留水量を治水ダムの減価償却費および年間維持費で代替した額
	水質浄化機能	146,361	2,782	〈森林による水質浄化機能〉 水資源貯留機能による森林の貯留水量を水道料金と雨水利用施設の減価償却費および年間維持費で代替した額
保健・レクリエーション機能	保健休養機能	22,546	280	〈森林の保養効果〉 自然風景を觀賞することを目的とした旅行費用から算定した額
計		702,638	10,795	

※ 全国値：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13年11月）

※ 福井県値：全国の評価額を参考に試算

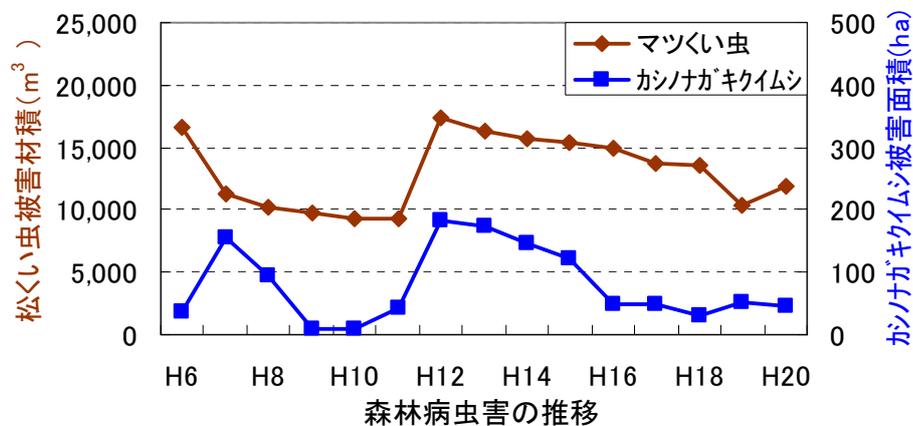
■ 地球温暖化対策

近年、地球温暖化の主要な要因である二酸化炭素の吸収源として森林が果たす機能への期待が高まっています。本県の森林による二酸化炭素吸収量は約 81 万 CO₂ トン(約 22 万炭素トン)/年で、本県の総排出量の 1 割に相当します。(*1)

平成 20 年から、京都議定書で定められた第 1 約束期間(平成 20～24 年)に入っており、日本全体の森林吸収目標である 1,300 万炭素トン/年を達成するため、本県では約 5,200ha/年の間伐が必要となっています。

■ 終息しない森林病虫害

松くい虫や、ナラ集団枯損など森林病虫害による森林被害は、近年減少傾向となっていますが、依然として県内のいたるところで被害が見られる状況です。



■ 「福井県森づくり条例」の施行

平成 21 年 4 月 1 日に「福井県森づくり条例」が施行されました。条例では、県の責務として、森づくりに関する施策を策定し、実施することとし、市町や森林所有者、森林組合、県民の役割として、県の施策に協力することなどと定めています。

また、6 月の第 1 日曜日を「森づくりの日」と定め、県民が森林保全などに理解を深めるため、県は趣旨にふさわしい行事を実施するよう努めることとしています。

■ 全国植樹祭を契機とした県民運動

平成 21 年 6 月 7 日に、福井市一乗谷朝倉氏遺跡を式典会場として第 60 回全国植樹祭を開催し、福井豪雨からの復興を果たした県民の元気さや、「健康長寿ふくい」を支える豊かな自然等、福井の魅力を全国にアピールしました。

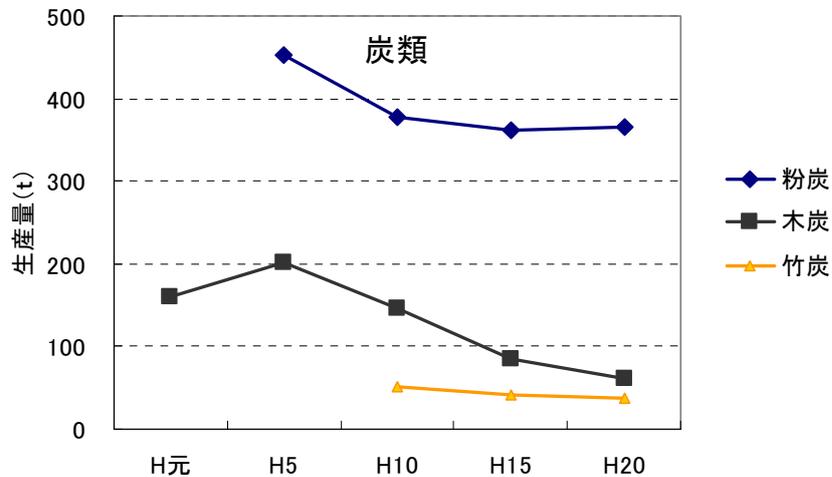
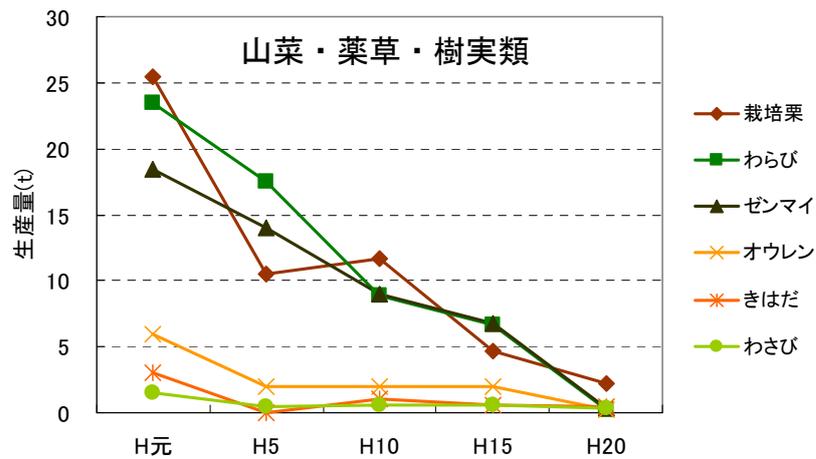
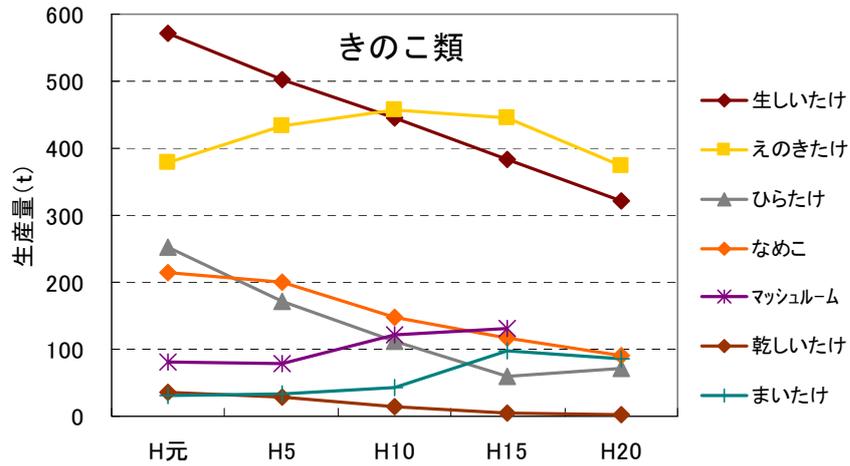
また、開催の数年前から様々な県民運動に取り組み機運を盛り上げてきましたが、全国植樹祭が一過性のイベントとならないよう、県民運動の継続的な推進が求められています。

(*1) 福井県地球温暖化対策推進計画 (平成 18 年改訂版)

■ 特用林産の衰退

特用林産について、生産者は家族経営が主であり、種類によって差はあるものの、他県の大規模な生産事業者を押されるなどして、全体的には県内生産量が減少傾向にあります。

また、オウレン、ゼンマイ、研磨炭など本県の特徴的な特用林産については、後継者が不足しており、高度な生産技術の継承が求められています。



特用林産生産量の推移

■ 旧林業公社の債務の増大

旧林業公社については、木材価格の低迷や森林造成に要した債務の増大等による採算性の悪化が全国的な問題となっています。本県の旧林業公社についても昭和41年から、奥山など条件の不利な地域を中心に森林造成を行ってきましたが、最終的な債務の完済が困難な見通しとなっています。

- * 林業公社は昭和41年に設立され、平成17年に外郭団体と統合し、社団法人 ふくい農林水産支援センターに改称されています。
- * 本計画では、以降、「林業公社」と記載します。